

# ふれあい収集を実施しています

申込み・問合せ 名寄市 市民部 廃棄物対策担当  
☎01654-3-2111(内線3123~3126・3129)

## ふれあい収集とは

市では、高齢や障がいなどにより、町内会等が管理するごみステーションやリサイクルステーションまで、家庭ごみを出すことが困難な方に対する支援として、自宅の玄関前などに出されたごみを週1回、ふれあい収集員（市会計年度任用職員）などが収集し、合わせて安否確認を行います。

## 対象となる方

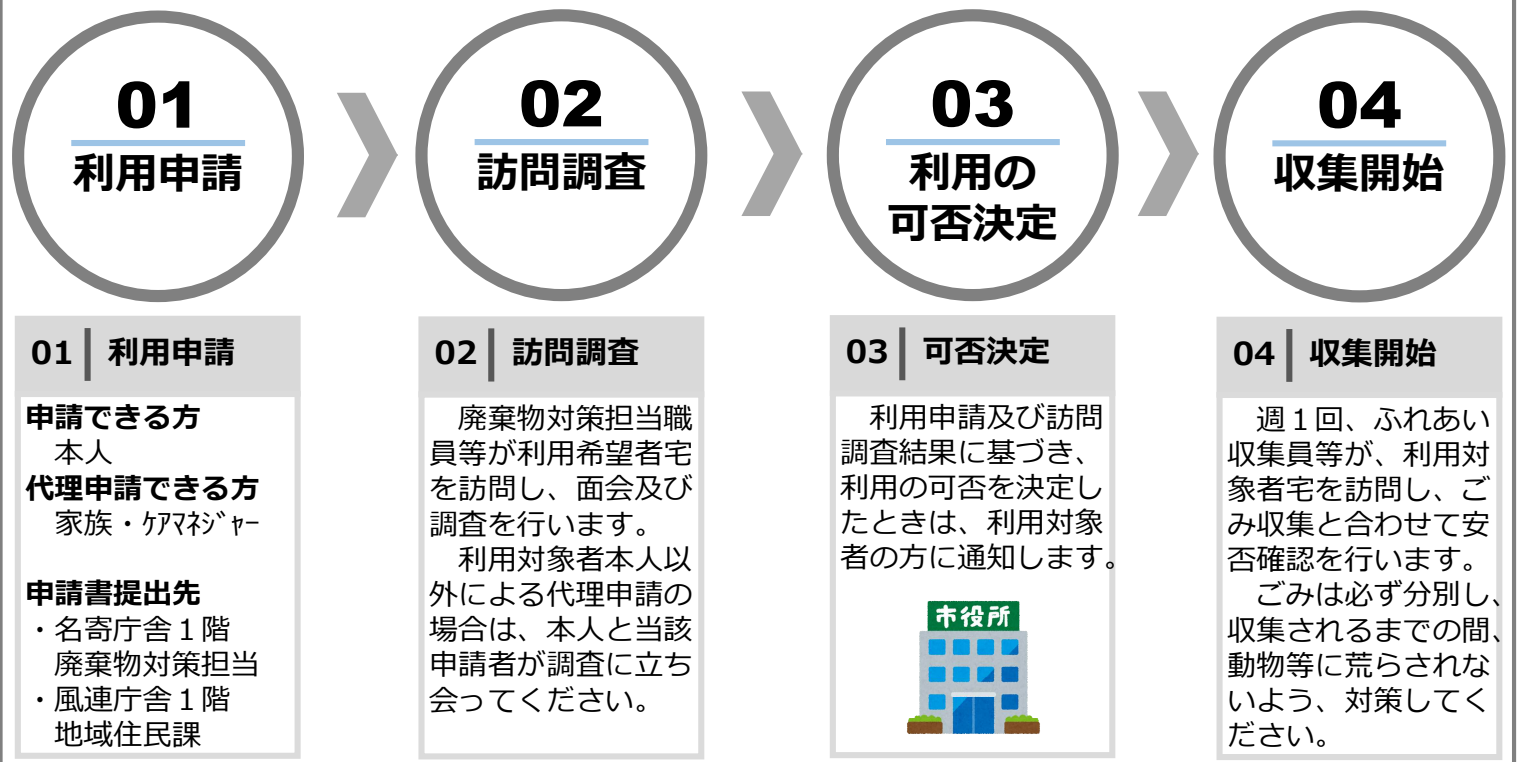
ふれあい収集を希望する方（同居の方がいる場合は、同居の方も含む全員）が、次のいずれかに該当し、ごみステーションやリサイクルステーションまで、ごみを出すことが難しく、近隣の親族や市民の協力を得ることができない方。

- ① 要介護認定において要介護、または、要支援の認定を受けた方
- ② 介護予防・生活支援サービス事業対象の方
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳、または、精神障害者保健福祉手帳を有する方
- ④ 障害支援区分の認定を受けた方
- ⑤ 65歳以上の高齢者で、一人暮らし、または、高齢者のみで生活している世帯
- ⑥ ①～⑤に該当しないが、何らかの事情でごみ出しが困難な方

※ただし、①～④に該当し、ごみ出し支援事業を利用している方は対象となりません。



## 申請から収集までの流れ



## 収集対象など

収集日に、収集対象のごみを全て出していただくことが可能です。炭化ごみと埋立ごみは、必ず名寄市指定ごみ袋に入れて排出してください。また、ごみは必ず分別してください。

【収集対象】炭化ごみ・埋立ごみ・有害ごみ・スプレー缶類・プラスチック容器包装類・

資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）・古紙類（段ボール等）・小型家電・廃食用油・古着

【対象外】粗大ごみ・4家電（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）

収集申込など⇒名寄市環境保全事業協同組合（☎01654-2-4300）

